

稲沢市立小正小学校いじめ防止基本方針（概要版）

令和6年4月

◎ いじめの防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。本校は、いじめはすべての児童に関係する問題ととらえ、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で迅速かつ組織的に対応していきます。「小正小学校いじめ防止基本方針」の概要を以下に示します。

いじめの防止等に関する具体的な取組について

〈未然防止の取組〉

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりに努めます。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努めます。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、異学年交流や体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深めます。また、児童自身がインターネットやSNSによるいじめの被害者と、加害者とならない、加害行為に手を貸したり、傍観したりしないという視点で学校と家庭双方がともに考える機会をつくっていきます。

〈早期発見の取組〉

- ア 教師と児童との信頼関係づくりに努め、いじめや悩みなどについて相談しやすい環境を整えます。また、保護者や地域の方との情報共有と行動連携による取組を推進し、双方向から児童を見守っていくことができる体制づくりに努めます。
- イ 「こころのアンケート」や「教育相談」を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- ウ スクールカウンセラーや相談機関などを適切に紹介し、児童が悩みを相談しやすい環境を整えます。

〈いじめに対する措置〉

- ア いじめの相談・報告を受けた時には、「いじめ・不登校対策委員会」を中心にして迅速かつ組織的に対応します。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応します。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導や支援を行います。
- エ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにします。
- オ 教職員相互の連携とともに、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談センター等の関係機関とも連携を図り、取り組んでいきます。
- カ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめの被害児童及び加害児童を、日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。

〈重大事態への対応〉

- ア 重大事態が生じた場合は、迅速かつ組織的に対応します。また、速やかに教育委員会に報告するとともに、関係機関との連携を図りながら対応していきます。
- イ 事実関係の把握とともに、児童のケアを最優先に行い、重大事態の解決に向けて取り組んでいきます。

〈学校の取組に対する検証・見直し〉

- ア 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組になるよう努めていきます。
- イ 学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図ります。